

お知らせ

入学・就職に必要な経費に対する融資制度

母子家庭・寡婦の方が扶養されている子供さんが、入学・就職される時に必要な経費（例 入学金）や入学後にかかる経費（例 授業料）に対し無利子または低利で融資する制度があります。

主な資金としては、就学支度金、修学資金、修業資金（自動車免許取得に必要な資金も対象となる場合もあり）、就職支度金（自動車購入資金も対象となる場合もあり）等がありますので、融資を希望される母子家庭・寡婦の方は、役場（福祉課）にご相談ください。

■問い合わせ／福祉課
☎ 77・5505

国の教育ローン

国民生活金融公庫では、融資の対象となる学校に進学、在学される子弟をお持ちの家庭を対象とした「国の教育ローン」の取扱いをしております。

■融資額／

学生・生徒一人につき
200万円以内

■返済期間／10年以内

■据置期間／

在学期間以内で元金の返済を据置くことができます。

■利率／年1・55パーセント
（平成17年11月10日現在）

■保証／

（財）教育資金融資保証基金または連帯保証人1名以上

■返済方法／

毎月元利均等返済

■相談・問い合わせ／

教育ローンコールセンター
☎ 0570・008656

国民生活金融公庫岩国支店

☎ 0827（22）6265

人づくり・地域づくりフォーラム in 山口

■場所／

山口県セミナーパーク

■日程／2月25日(土)・26日(日)

■内容／歓迎コンサート、記念講演、実践事例発表、ビッグ放談会ほか

■申し込み締め切り／

1月31日(火)

■申し込み・問い合わせ／

県民学習部

生涯学習推進センター

<http://www.hio21.jp/>

☎ 083（987）1730

福祉課からのお知らせ

福祉タクシー、はり・きゅう等施術費利用券助成申請の受付を始めます。

平成18年4月以降、福祉タクシーおよびはり・きゅう等施術費の助成制度を利用される場合は手続きが必要となります。4月以降も引き続き利用を希望される方、これから利用をしようとする方は、利用申請書を提出してください。（現在ご使用中の福祉タクシー券、はり・きゅう等施術料金割引証は4月以降ご利用ができません。）

◆◆福祉タクシー利用の助成◆◆

高齢者または障害者の社会参加の促進や通院等に利用していただき、健康増進を図ることを目的に、町内タクシーの利用料の一部（基本料金）を助成する制度です。

■利用対象者（対象者を拡充しています。）／

80歳以上の方、または身体障害者手帳1〜4級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1〜3級をお持ちの方。

■内容／町内のタクシー会社を利用した場合に限り、基本料金を助成します。

■有効期限／

平成18年4月1日〜平成19年3月31日

■申請手続き／

○場所

各支所総合窓口または各出張所

○持参するもの

・印鑑 ・身体障害者手帳
・療育手帳
・精神障害者保健福祉手帳

■申請受付期間／

2月1日(水)から28日(火)

◆◆はり・きゅう施術費の助成◆◆

老後の生活と心身の安定を図り、健康の増進に寄与することを目的に、あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅうの施術費の一部を助成する制度です。

■利用対象者／65歳以上の方

■内容／施術所で、はり・きゅう等の施術を行った場合に、1回につき、1000円を助成します。

■有効期限／

平成18年4月1日〜平成19年3月31日

■申請手続き／

○場所

各支所総合窓口または各出張所

○持参するもの ・印鑑

■申請受付期間／

2月1日(水)から28日(火)

■問い合わせ／福祉課 ☎ 77・5505